

「医療」の分野では、これまで、国において、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制を整備し、がん医療の質の向上と均てん化が進められてきましたが、少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化の中で、質の高いがん対策を持続可能なものとするため、医療機関間の役割分担や連携の強化、人材の適正配置など、地域医療資源の有効活用等に取り組むことなどが盛り込まれました。

また、「共生」の分野では、がん治療技術の進歩により、がん患者の療養生活の多様化に伴う、がん患者やその家族等の様々な不安や悩みに対応し、地域において必要な支援を受けることができる環境を整備するため、あらゆる関係者が分野横断的に連携し、各種サービスの提供や支援等を効率的に行う仕組みを構築することにより、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な苦痛」の緩和を図ることなどが記載されました。

千葉県では、国の第4期基本計画における拡充・変更点や、第3期県計画で進めてきた数々の施策の成果・課題を勘案し、令和6年3月、「第4期千葉県がん対策推進計画」を策定しました。

引き続き、「がんによる死亡率減少」を目指すとともに、「がん患者とその家族が、がんと向き合いながら、生活の質を維持向上させ、安心して暮らせる地域共生社会を目指す」とし、前計画の4つの分野別施策のうち、「予防・早期発見」、「医療」、「がんとの共生」を継承し、「研究」分野を「がん診療を支える基盤の整備」に改編しました。

(第3章 がん対策推進計画の基本的な考え方を参照)

3 計画の期間

- 計画の策定：令和6年3月
- 計画の期間：令和6年度から令和11年度までの6年間
(参考)国の第4期がん対策推進基本計画の計画期間
令和5年度から令和10年度までの6年間

4 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたって、「千葉県がん対策推進条例」第18条第2項の規定により、「千葉県がん対策審議会」及び審議会のもとに設置した各部会(予防・早期発見、緩和ケア推進、がんとの共生推進、子ども・AYA世代、がん登録)において検討を行いました。

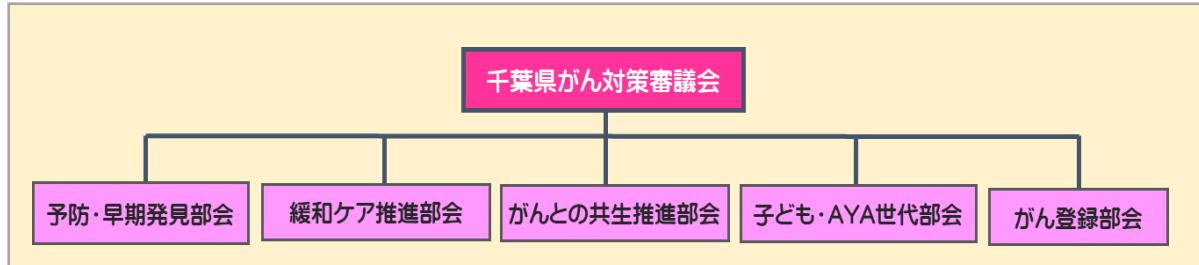
千葉県がん対策推進条例

(がん対策推進計画)

第十八条 県は、この条例の趣旨に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に実施するため、がん対策基本法第十二条第一項に規定するがん対策推進計画を策定するものとする。

2 知事は、前項のがん対策推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、千葉県がん対策審議会及び市町村その他関係者の意見を聞くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めるものとする。

図表1-4-1：千葉県がん対策審議会の組織



- 千葉県がん対策審議会における検討に先立ち、がん医療に関する専門的な事項については、がん診療連携拠点病院、行政機関、高度先進医療機関、医療関係団体、患者団体等で構成される「千葉県がん診療連携協議会」に意見照会を行いました。
(千葉県がん診療連携協議会については7ページ参照)
- 本計画の監修においては、千葉県がんセンターの全面的な協力を受けています。

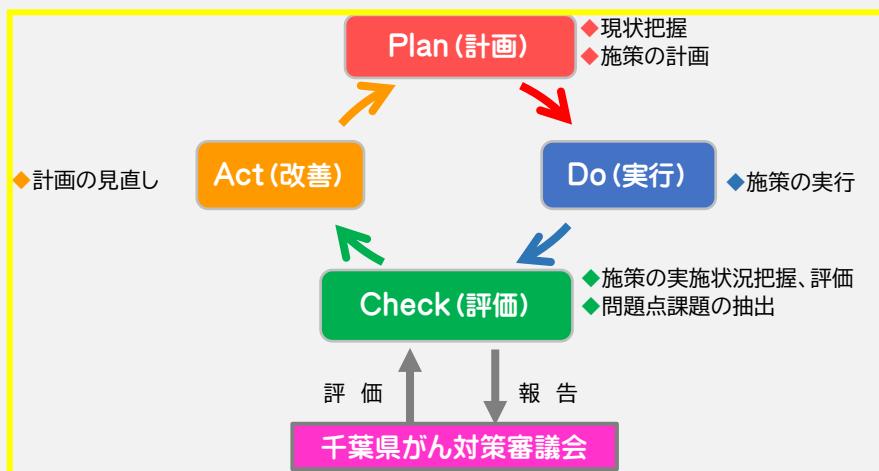
5 千葉県のがん対策の推進体制

(1) 県のがん施策の検討・評価体制

- がん対策推進計画の策定、進捗管理、評価・見直し及びその他計画の推進に関する事項について、千葉県がん対策審議会及び審議会のもとに設置した各部会を中心に検討を行います。
- 千葉県がん対策審議会及び審議会のもとに設置した各部会に毎年進捗状況を報告し、同審議会(各部会)の意見やがん患者を含む県民の意見をふまえ、評価を受け、施策推進に取り組みます。
- 計画の進行については、P D C Aサイクル※を活用し、抽出された課題の解決を図りながら、必要に応じて計画の見直し等を検討します。

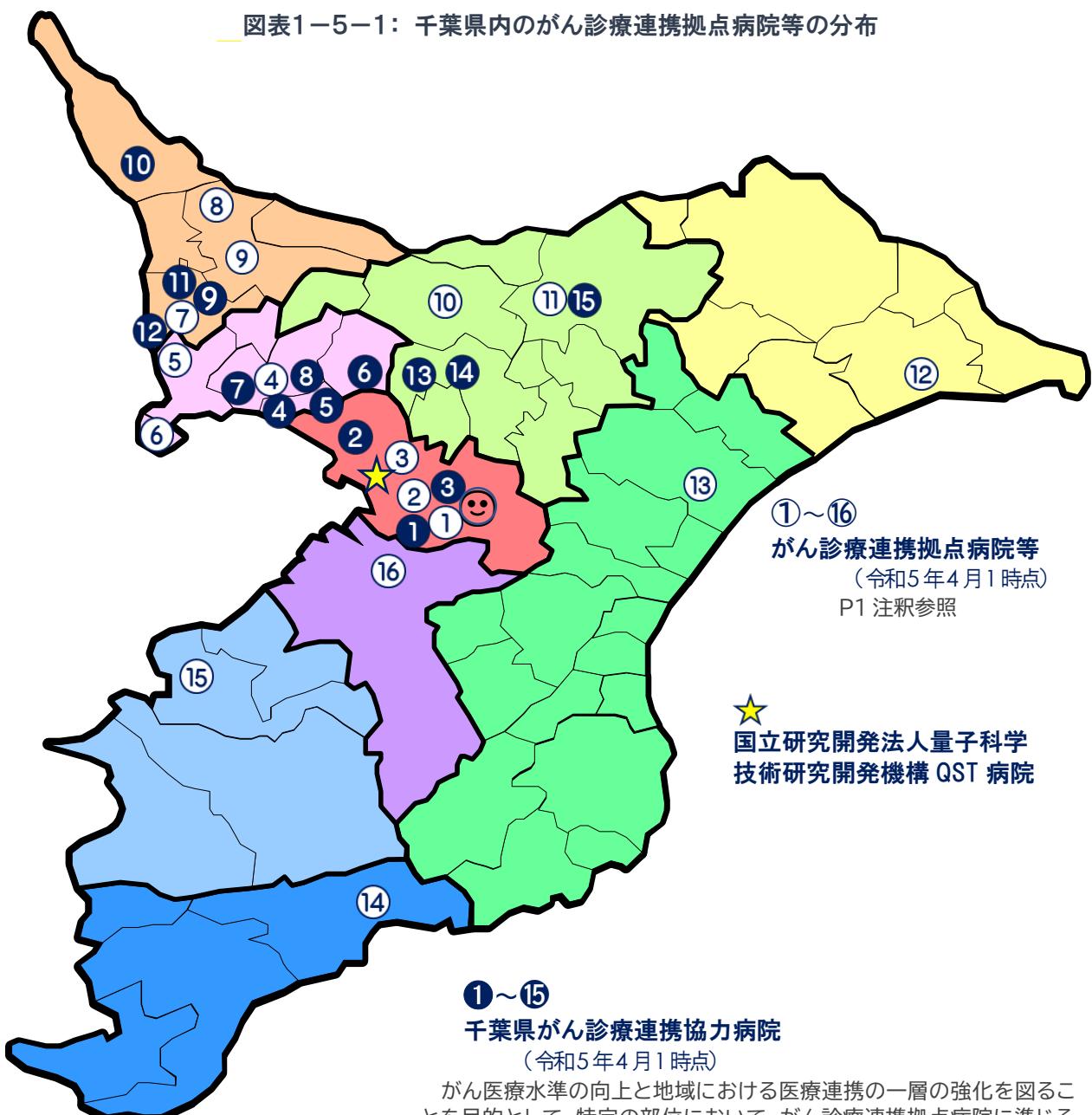
※PDCAサイクル

- Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Act(改善)の一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つです。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことがPDCAサイクルの目的です。
- PDCAサイクルは、サイクルをただ回すだけでなく、改善を通して、徐々にレベルアップを図っていくことがポイントです。
- PDCAサイクルを回していくことで、改善のノウハウが蓄積されるとともに、環境変化に柔軟に対応できるようになります。



(2) 県のがん医療提供体制

図表1-5-1：千葉県内のがん診療連携拠点病院等の分布



😊 小児がん連携病院 (令和5年9月1時点)

- 小児がん拠点病院※と連携して小児がんの医療および支援を提供する病院で、小児がん拠点病院が指定します。「地域の小児がん診療を行う連携病院」、「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」、「小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院」の3つの類型があります。
- 千葉県では、「地域の小児がん診療を行う連携病院」として、次の4病院が指定されています。
[千葉大学医学部附属病院](#)、[成田赤十字病院](#)、[日本医科大学千葉北総病院](#)、[千葉県こども病院](#)
- 「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」として、次の2病院が指定されています。
[千葉県がんセンター\(骨・軟部腫瘍,脳脊髄腫瘍\)](#)、[QST病院\(重粒子線治療\)](#)

※小児がん拠点病院 地域において小児がん医療および支援を提供する中心施設として、厚生労働大臣が指定した病院です。地域ブロック単位で全国に15施設指定されています。(令和5年4月1日現在)

(3) 千葉県がんセンター

千葉県がんセンターは、年々増加するがんの征圧に向けて、昭和47年の開設以来、がん医療情報の交換、県内のがん患者の実態把握、がん医療技術者の研修等に積極的に取り組み、本県のあらゆるがん対策の中心的役割を担ってきました。

また、千葉県がん診療連携拠点病院として千葉県がん診療連携協議会を設置し、県内医療機関の連携協力体制づくりにも貢献しています。

さらに、がんゲノム医療拠点病院及び小児がん連携病院の指定も受けしており、高度で専門的ながん診療を提供しています。

身体への負担の少ない手術支援ロボットや温熱療法を行うハイパーサーミアを導入する等、患者本位で新しいがん診療の推進にも努め、県内全ての医療圈から患者を受け入れています。

患者や家族の相談にワンストップで対応する患者総合支援センターも設置しており、患者等の利便性の向上を図るなど、県がん医療の中核的な施設となっています。



千葉県がんセンター

(4) 千葉県がん診療連携協議会

都道府県の全ての拠点病院等は、**協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担う**とともに、他の拠点病院等は**都道府県協議会の運営に主体的に参画**すること。

また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めるこ。
(「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」から抜粋)

千葉県では、上記に基づき、県内の全ての地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院と協働して、「千葉県がん診療連携協議会を設置」し、都道府県がん診療連携拠点病院である千葉県がんセンターに事務局を置いています。

同協議会は、国の「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」、「千葉県がん対策推進計画」等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、千葉県における対策を強力に推進する役割を担い、千葉県全体のがん医療等の質の向上及び県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできるがん医療提供体制の確保に努めています。

そのため、同協議会では、協議会の下にがんに関する様々な専門的事項を検討する7つの専門部会を設置しています。

図表1-5-3：千葉県がん診療連携協議会の組織

